

平成25年1月10日開催

議 事 録

田辺市農業委員会

田辺市農業委員会議事録

平成25年1月10日(木)午後2時 田辺市役所別館 3階 大会議室

農業委員数39名

出席者37名

1番 峯 宏好	2番 玉置 俊裕	3番 山本 芳雄	4番 浅井 洋司
	6番 向日 一義	7番 前田 登	8番 森 敦孝
9番 船本 幸雄	10番 丸屋 弘吉	11番 小谷 清雅	12番 田和 芳雄
13番 山下 繁一	14番 中山 敏久	15番 瀧本 和明	16番 杉若 陽一
17番 泉 雅行	18番 坂本 一馬	19番 横尾 泰行	20番 小山 茂廣
21番 那須 京子	22番 那須 克	23番 上森 力	
25番 玉置 伸	26番 鈴木 直孝	27番 溝口 健治	28番 上中 悠司
29番 坂本 茂久	30番 松窪 俊英	31番 岡上 達	32番 長嶺 博司
33番 川井 洋之	34番 中村 洋子	35番 矢敷 勇氣男	36番 松本 忠巳
37番 峯園 五郎	38番 石谷 強	39番 蔭地 明一	

欠席者

5番 棒引 昭治

24番 原 さだ

事務局

局長 愛須 誠 農地参事 高田 幸安 主査 松平 忠敏

会議録署名委員

1番 峯 宏好 2番 玉置 俊裕

議長

それでは皆さん新年おめでとうございます。皆様方には健やかに新しい年をお迎えのこととお慶びを申し上げます。先月の定例委員会が12月の4日だったということで、忘年会をさせていただいて懇親を深めていただいたとこの様に思っております。その後、5日6日に例年の全国の会長、また関係する代表者の大会が東京でございまして、局長と参加をいたしました。5日は農業者年金のセミナーに参加をして、その日に日比谷公会堂で大会があったわけでございますけれども、内容は4名の事例発表で、遊休農地解消と人・農地プランへの取り組み、農地銀行への取り組み、人・農地プラン作成に向けた農業委員会の取り組み、鳥獣害対策で遊休農地解消に向けて唐辛子を栽培して実績を挙げているという事例発表もございました。その後要請決議ということで、食料・農業・農村の基本政策に向けた予算の確保と具体的施策に関する提案の決議、TPP交渉への参加の反対を求める要請決議がございまして、3号議案でも、農業委員会活動の更なる取り組みに関する申し合わせ決議ということで、それぞれの議案が採択されて、全国から約千名の関係者の方が参加をした大会に出席をいたしました。その後はいつも県選出の国会議員さんに要請活動をするのですが、選挙で永田町には誰も居ないということで、出来ませんでした。16日に総選挙がございまして、自民党の圧勝ということで、政権が変わりました。安倍内閣が誕生して、和歌山県選出の二階代議士、世耕代議士も内閣の重要なポストに就いたということで、経済最優先の対策ということの中で、今後期待されるところであります。我々農業委員会におきましても、遊休農地対策、農地の流動化を中心に本年も皆様方の協力をいただきながら優良農地の確保ということで、また併せて農家の利益代表という

この活動を展開してまいりたいと思いますので、どうぞこの1年間よろしくお願いを申し上げまして、年頭の挨拶とさせていただきます。有難うございます。それでは早速でございますけれども、田辺市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想による利用権の設定の申し出がございますので事務局の説明をお願い申し上げます。

農振課 上野

皆様こんにちは、それでは農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想による利用権設定、合意解約のほうから説明させていただきます。1番、
字、田の664㎡、貸人は、借人は、
、合意解約をした日は、平成24年12月12日です。以上、
報告させていただきます。続きまして利用権設定について説明させていただきます。1番、
字、畑の5,120㎡、貸手は、
、借手は、使用貸借の梅、期間は平成25年2月1日から平成35年1月31日の新規です。2番、
字、
他8筆、畑の26,453㎡、貸手は、借手は、
、使用貸借の梅、期間は平成25年2月1日から平成33年1月31日の新規です。3番、
字、他1筆、畑の1,015㎡、
貸手は、借手は、賃貸借の梅、年間1
万円の持参払い、期間は平成25年2月1日から平成45年1月31日の
新規です。4番、
字、畑の624㎡、貸手は、
、借手は、賃貸借の野菜、年間5千円の持参払い、
期間は平成25年2月1日から平成30年1月31日の新規です。5番、
字、他1筆、畑の3,991㎡、貸手は、
、借手は、使用貸借のみかん、期間は平成25年2月1日
から平成35年1月31日、新規です。6番、
字、畑の2,
012㎡、貸手は、借手は、使用貸借
のみかん、期間は平成25年2月1日から平成35年1月31日、新規で
す。7番、
字、他1筆、畑の4,501㎡、貸手は、
、借手は、賃貸借の梅とみかん、1万円の持参
払い、期間は平成25年2月1日から平成30年1月31日、新規です。
8番、
字、畑の1,914㎡、貸手は、
、借手は、使用貸借のみかん、期間は平成25年2月1日
から平成35年3月31日、新規です。9番、
字、他8筆、
畑の2,544㎡、貸手は、借手は、
、使用貸借の梅、期間は平成25年2月1日から平成31年1月31日、新
規です。10番、
字、他1筆、田の1,153㎡、貸手は
、借手は、賃貸借の水稻、2万2千円
の持参払い、期間は平成25年2月1日から平成28年1月31日、更新
です。11番、
字、他8筆、畑の2,356㎡、貸手は
、借手は、使用貸借の梅、期間は平成2
5年2月1日から平成31年1月31日、新規です。12番、
字
、田の519㎡、貸手は、借手は、
、使用貸借の水稻、期間は平成25年2月1日から平成31年1月31

日、新規です。13番、字、田の444㎡、貸手は、借手は、使用貸借の水稲、期間は平成25年2月1日から平成31年1月31日、新規です。14番、字、他3筆、畑の2,261㎡、貸手は、借手は、貸借の梅、年間1万円の持参払い、期間は平成25年2月1日から平成35年1月31日、新規です。15番、字、他1筆、畑の1,125㎡、貸手は、借手は、貸借の茶、年間1万円の持参払い、期間は平成25年2月1日から平成35年1月31日、新規です。追加分について説明させていただきます。12月28日に追加がありました。1番、字、畑の2,005㎡、貸手は、借手はの、貸借のみかんで、年間2万円の持参払い、期間は平成25年2月1日から平成35年1月31日、新規です。以上合計16件、48筆、58,037㎡、貸手14名、借手15名です。この16件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。よろしくお願いいたします。

議長 長 はい。有難うございます。まず、利用権の合意解約についてご意見、ご質問ございませんか。

(なしの声あり。)

議長 長 無いようでございますので、報告とさせていただきます。それでは逐条審議をお願い申し上げます。1番。

議 番 委員 はい、1番です。1番2番について異議ございません。

議 番 委員 はい、3番。

議 番 委員 3番です。3番について異議ありません。4番ですが、借手がの になっていますが、実質 の しております。異議ありません。

議長 長 はい、5番

議 番 委員 5番です。5番について異議ございません。

議長 長 はい、6番。

議 番 委員 6番です。6番7番異議ございません。

議長 長 はい、8番。

議 番 委員 8番です。8番について異議ございません。

議長 長 はい、9番。

議 番 委員 9番です。この借主の の の実家が ということ で問題ありません。

議長 長 はい、10番。

議 番 委員 10番です。10番について更新で異議ございません。

議長 長 はい、11番

議 番 委員 11番です。11番について異議ございません。

議長 長 はい、12番。

議 番 委員 12番です。異議ありません。

議長 長 はい、13番は の案件なので、とばさせていただきます。14番。

番 委員 番です。この土地は が亡くなられて、ずっと荒地になっていた土地で、借主は が で、なかなか熱心な梅農家です。異議ございません。

議 長 はい、15番。

番 委員 番です。15番について異議ありません。

議 長 はい、追加議案の1番。

番 委員 番です。1番について異議ございません。

議 長 はい、只今ご審議いただきました14件と追加議案1件の15件について異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 それではそのようにさせていただきます。 、ご退席をお願いします。13番。

番 委員 番です。13番について異議ございません。

議 長 はい、追加議案の1件異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。

それでは定例委員会に移りたいと思います。それから本日の欠席委員さんは5番の棒引昭治委員さん、24番の原さだ委員さんから欠席の届出が出てございます。本日の会議録署名委員に、1番の峯宏好委員さん、2番の玉置俊裕委員さん、よろしく願いをいたします。本日の議案は、議案第1号農地法第3条申請について、議案第2号農地法第2条の規定による農地でない旨の証明願について、議案第3号農地の形状変更願について、議案第4号農地等売渡あっせん申出について、報告第1号農地法施行規則第53条第1項第14号による協議について、報告第2号農地使用貸借契約の合意解約による通知について、を上程させていただきます。

それでは議案第1号農地法第3条申請について、事務局の説明をお願い申し上げます。

松平 主査 3条申請を説明させていただきます。1ページをお願いします。1番、土地の所在は 字 、地目は登記簿、現況共に畑、面積は5,115㎡、譲渡人は 、 、譲受人は 、 、贈与です。2番、土地の所在は 字 、地目は登記簿が田、現況は畑、面積は34㎡、譲渡人は 、 、譲受人は 、 、交換です。3番、土地の所在は 字 、地目は登記簿が田、現況は畑、面積は0.39㎡、他2筆、合計面積は33.26㎡です。譲渡人は 、 、譲受人は 、 、交換です。4番、土地の所在は 字 、地目は登記簿が田、現況は畑、面積は16㎡、他2筆、合計面積は86㎡です。譲渡人は 、 、譲受人は 、 、交換です。5番、土地の所在は 字 、地目は登記簿が田、現況は畑、面積は80㎡、他1筆、合計面積は86.91㎡です。譲渡人は 、 、譲受人は 、 、交

換です。2ページをお願いします。6番、土地の所在は 字 、地目は登記簿、現況共に畑、面積は736㎡、他2筆、合計面積は3,161㎡です。譲渡人は 、 、譲受人は 、 、贈与です。7番、土地の所在は 字 、地目は登記簿、現況共に畑、面積は1,069㎡、他1筆、合計面積は1,131㎡です。譲渡人は 、 、譲受人は 、 、贈与です。8番、土地の所在は 字 、地目は登記簿、現況共に畑、面積は238㎡、他1筆、合計面積は525㎡です。譲渡人は 、 、譲受人は 、 、贈与です。以上8件について書類を審査したところ、農地法第3条第2項の許可できない要件には該当していませんので、許可の要件を充たしていると判断いたします。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

- 議 長 有難うございます。それでは逐条審議をお願い申し上げます。1番
番 委員 はい、 番です。1番について異議ありません。
議 長 はい、2番。
番 委員 はい、 番です。2番から5番については同じ場所です。2008年頃
からかさ上げして区画整理をしたような形で、中に道路をいれて、梅畑と
か野菜畑にしています。作りやすい形になっています。2番から5番につ
いて異議ございません。
- 議 長 はい、6番。
番 委員 番です。 の場合は親子で、青年就農給付金の関係だと思いま
す。異議ございません。
- 議 長 はい、7番。
番 委員 番です。7番について異議ございません。
- 議 長 はい、8番。
番 委員 番です。譲受人の住宅を当該農地が囲むように隣接しておりまして、
これから耕作していく上で都合が良く問題ありません。
- 議 長 はい、3条申請8件とも異議なしとのこと。そのように取り計らって
よろしいでしょうか。
- 委員 全員 異議なし。
議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして議案第2号農
地法第2条の規定による農地でない旨の証明願について事務局の説明をお
願い申し上げます。
- 高田 参事 3ページをお願いします。議案第2号農地法第2条の規定による農地でな
い旨の証明願です。1番、土地の所在、 、地目は登記簿が畑、現
況は雑種地です。面積は350㎡です。申請人は、 、理由
は、昭和30年代に建物が建築され、昭和50年代に取り壊して、その
後は駐車場として利用しているということです。農地法第2条の規定によ
る農地でない旨の証明願1件、ご審議の程よろしくお願い申し上げます。
- 議 長 はい、有難うございます。それでは、現地調査の代表委員のかたの所見を
賜りたいと思います。1番
18番 委員 18番です。1月8日に現地調査を行いました。調査案件は2条1件、形

議 長 状変更2件でした。形状変更は隣接地でして、距離も と
 で近距離でした。2条について、現況は駐車場です。長い間農地として利
 用していなかったと思われます。問題ありません。

議 長 はい、有難うございました。それでは逐条審議をお願い申し上げます。1
 番。

10番 委員 番です。 の担当ですが、先日電話がありまして、今日は出張
 で来れないということです。本人も現地調査をした結果何ら問題がないと
 いうことです。

議 長 はい、議案第2号非農地証明1件異議なしとの事でございます。そのよう
 に取り扱ってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして議案第3号農
 地の形状変更願について事務局の説明をお願い申し上げます。

高田 参事 4ページをお願いします。議案第3号農地の形状変更願です。1番、土地
 の所在は 字 、地目は登記簿、現況共に田です。面積は64
 4 m²、申請人は 、 、変更理由は、盛土して梅畑にしたい、
 着工日施行日は許可の日から1年以内、隣接同意、水利同意共にございま
 す。2番、土地の所在は 字 、地目は登記簿、現況共に田で
 す。面積は895 m²、申請人は 、 、変更理由は、盛土して
 梅畑にしたい、着工日施行日は許可の日から1年以内、隣接同意、水利同
 意共にございます。形状変更願以上2件ご審議の程よろしくお願い申し上
 げます。

議 長 はい、それでは現地調査の代表委員の方の所見を賜りたいと思います。1
 番。

10番 委員 10番です。1番2番は隣接地です。 から の田があり、
 その奥に の田があります。現況は、 ところは何も作っ
 ておりません。ただ、今でも長靴を履かなければ入っていけないような水溜
 りのある状態です。 はニンクを作っておられます。これを
 の高さに60cm埋めて、梅畑にしたいという申請です。隣接同意、
 水利同意がございまして、何ら問題がないと思われます。

議 長 はい、それでは逐条審議をお願い申し上げます。1番。

10番 委員 番です。1番2番は同じ場所です。 は梅を植えるために秋口
 に整地したらしいのですが、秋の雨で池になってこれではいかんと言うこ
 とで、盛土したいということです。異議ございません。

議 長 はい、形状変更願2件異議なしとの事でございます。そのように取り扱っ
 てよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして議案第4号農
 地等売渡あっせん申出について事務局の説明をお願い申し上げます。

高田 参事 5ページをお願いします。議案第4号農地等売渡あっせん申出です。第1
 番、土地の所在は 字 、地目は登記簿、現況共に畑です。面
 積は1,881 m²、他に1筆ございまして合計2筆の合計面積は8,68

9㎡、作物は梅とみかん、10アール当り収穫量はそれぞれ900キロと3,000キロです。希望価格はそれぞれ150万円と600万円です。所有者は、です。農地等売渡あっせん申出以上1件ご審議の程よろしくお願ひ申し上げます。

議 長 はい、有難うございます。それでは地元委員さんの状況説明をお願ひ申し上げます。

番 委員 番です。場所は の の下手350mぐらいのところ です。東側の傾斜地です。傾斜の段々畑です。向いているのが南南西で、ちょっと凹んだところで温いところ です。下が急なところですが、道路がきちんと整備されてありまして、園内を通過して、上が梅畑、下がみかん畑というところ です。隣の境界を尾根まで道路が上がっています。みかん畑は殆んど温州で40年生ぐらいです。甘夏が少しあります。ところどころ欠けていて、そこには新しく苗木を補植しています。梅畑は、20年くらい、ちょっと盛り過ぎたぐらいかなあというところでした。モノラックは2本入っていました。スプリンクラーは で完備されてあります。

は高齢で傾斜地での作業が大変になってきたということです。後継者もありません。自宅の周りになだらかな梅畑とか一部極早生とかがありますが、そこだけを作りたいということでした。希望価格は梅畑が150万、みかん畑が600万ということです。お願ひします。

議 長 はい、有難うございます。この件につきまして、あっせんすることにご異議ございませんか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、異議なしということでございますので、私のほうからあっせん委員さんをご指名させていただいてよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それでは の物件でございますので、 、 、それから でございますので の 、3名の委員さん、よろしくお世話をお願ひ申し上げます。それでは、報告第1号農地法施行規則第53条第1項第14号による協議について、事務局の説明をお願ひ申し上げます。

高田 参事 6ページをお願ひします。報告第1号農地法施行規則第53条第1項第14号による協議です。1番、土地の所在は 字 、地目は登記簿、現況共に畑、面積は公簿2,482㎡の内45.5㎡、賃貸人は の相続人代表、 、 、賃借人は 、 、賃借権を設定し、無線基地局工事をして鉄塔1本、機器装置一式を設置します。以上1件報告申し上げます。

議 長 報告第1号について、ご意見、ご質問ございませんか。
(なしの声あり。)

議 長 ないようでございますので、報告第1号、報告とさせていただきます。続きまして、報告第2号農地使用貸借契約の合意解約による通知について、事務局の説明をお願ひ申し上げます。

松平 主査 7ページをお願ひします。報告第2号農地使用貸借契約の合意解約による

通知です。1番、土地の所在は 字 、地目は登記簿、現況共に畑、面積は479㎡、貸人は 、借人は 、
、解約の日は平成9年3月5日、理由は県道用地に成りました。2番、土地の所在は 字 、地目は登記簿、現況共に畑、面積は42㎡、貸人、借人は1番に同じです。解約の日は平成12年10月25日、理由は市道用地に成りました。3番、土地の所在は 字 、地目は登記簿、現況共に畑、面積は163.17㎡、他1筆、合計面積は400.16㎡です。貸人は 、借人は 、です。解約の日は平成24年10月11日です。理由は河川改修事業による用地買収です。以上3件報告いたします。

議長 報告第2号について、ご意見、ご質問ございませんか。
(なしの声あり。)

議長 ないようでございますので、報告第2号報告とさせていただきます。
はい、それではその他の案件でございます。12月の県の農業会議に提出をいたしました5条申請8件、事業計画変更農地法第4条1件、無事答申されましたことをご報告申し上げます。続きまして秋津川の地籍調査の結果について事務局から説明申し上げます。

高田 参事 土地対策課から地籍調査による農地法第4条関係の協議の文書が来ています。場所は秋津川字大沢です。地元委員さんに農地から農地外地目になった土地について確認していただいたとこと、違反転用はないということで、その旨報告申し上げますと共に土地対策課に異議のない旨を回答いたしますので、ご了承いただきますようよろしくお願い申し上げます。

議長 はい、今の説明につきまして、何かご質問、ご意見ございませんか。
(なしの声あり。)

議長 それではないようでございますので、本日予定をしておりました議案についてはすべて終了いたしました。皆様方から何かございませんか。
ないようでございますので、本日はこれで終了いたします。有難うございました。

午後2時43分終了